

議案第一五號

三朝町税特別條例制定について

三朝町税特別條例を次のように定めるものとする

昭和三十年三月九日提出

三朝町長

坂

出

雅

昭和三十年三月十一日議決

三朝町議會議長

天

野

康



昭和三十年三朝町條例第 號

三朝町税特例條例

(均等割の税率の特例)

第一條 町税條例(昭和二十九年三朝町條例第三十三號)以下町税特例という(第三十

一條中第二十三條第一號又は第二號の者「二〇〇円」とあるを「三〇〇円」に及び

第二十三條第三號又は第四號の者「一二〇〇円」とあるを「二〇〇〇円」にそれぞれ

変更する

(所得割及び法人税割の税率の特例)

第二條 町税條例第三十四條第二項法人税割の税率「百分の七・五」とあるを「百分の九

〇」とする。

(固定資産税の税率の特例)

第三條 町税條例第六十二條中「百分の一・四」とあるを「百分一・八」とする。

附 則

この條例は公布の日から起し昭和三十一年度から課する町税に限り適用する。

三朝町税特例條例(町税二十九年三朝町條例第三十四号)は廃止する。